

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年1月26日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2100094 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2100055 号

## 第 1 結論

- 1 請求期間①から⑳まで及び請求期間㉔から㉙までについて、請求者のA事業所、B事業所、C大学D研究所、E事業所、F事業所、G社、H社、I社、J社、K市L事務所、M事業所、N事業所、O社、P事業所、Q社 (平成5年11月5日、Q社R支社から名称変更)、C大学大学院S研究所、T事業所、U社V店、W事業所、X社、Y事業所、Z事業所、a社、a社b事業所、c社d事業所及びe事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間㉑から㉓までについて、請求者のT事業所、Q社及びG社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 :
- ① 昭和 38 年 4 月から平成 30 年 8 月まで
  - ② 昭和 38 年 4 月から平成 30 年 8 月まで
  - ③ 昭和 45 年 2 月 2 日から平成 30 年 8 月まで
  - ④ 昭和 45 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月まで
  - ⑤ 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
  - ⑥ 昭和 49 年 10 月 23 日から平成 24 年 10 月 10 日まで
  - ⑦ 昭和 49 年 10 月 23 日から平成 25 年 10 月 10 日まで
  - ⑧ 昭和 53 年 4 月から平成 30 年 8 月まで
  - ⑨ 昭和 53 年 6 月から平成 30 年 8 月まで
  - ⑩ 昭和 57 年 11 月 7 日から同年 11 月 11 日まで
  - ⑪ 昭和 62 年 1 月 1 日から平成 30 年 8 月まで
  - ⑫ 昭和 62 年 4 月から平成 30 年 8 月まで
  - ⑬ 平成 2 年 4 月から平成 30 年 8 月まで
  - ⑭ 平成 2 年 4 月から平成 30 年 8 月まで
  - ⑮ 平成 2 年 6 月から平成 30 年 8 月まで
  - ⑯ 平成 3 年 11 月 6 日から平成 4 年 3 月 11 日まで

- ⑰ 平成4年11月2日から平成30年8月まで
- ⑱ 平成4年11月19日から平成30年8月まで
- ⑲ 平成14年6月から平成28年10月まで
- ⑳ 平成15年4月から平成30年8月まで
- ㉑ 平成15年6月2日
- ㉒ 平成15年6月2日
- ㉓ 平成15年10月10日
- ㉔ 平成16年4月から平成26年6月28日まで
- ㉕ 平成17年4月2日から平成19年5月2日まで
- ㉖ 平成17年6月から平成30年8月まで
- ㉗ 平成17年6月19日から平成22年4月まで
- ㉘ 平成19年2月から平成26年3月まで
- ㉙ 平成26年4月から平成30年8月まで

請求期間①から⑳まで及び請求期間㉔から㉙までについて、私は、A事業所、B事業所、C大学D研究所、E事業所、F事業所、G社、H社、I社、J社、K市L事務所、M事業所、N事業所、O社、P事業所、Q社、C大学大学院S研究所、T事業所、U社V店、W事業所、X社、Y事業所、Z事業所、a社、a社b事業所、c社d事業所及びe事業所に勤務していたが、国の記録では、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

また、請求期間⑮（Q社）については、厚生年金基金にも加入していたはずである。

請求期間㉑から㉓までについて、私は、T事業所、Q社及びG社から、それぞれ賞与の支払を受けていたはずである。

調査の上、請求期間①から㉙までの厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①（昭和38年4月から平成30年8月まで）について、請求者は、「A事業所」に勤務していた旨主張しているが、紙台帳検索システム及びオンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、紙台帳検索システム及びオンライン記録により、A事業所に事業所名称が類似し、請求者が主張している事業所所在地と一致する「f社」（現在は、g社）という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、g社の事業主は、当社の日本法人を開設したのは昭和\*年である旨陳述している上、紙台帳検索システム及びオンライン記録によると、同社は、昭和56年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①のうち、当該年月日以前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、企業年金連合会は、請求者に係る厚生年金基金の加入員記録は確認できない旨回答

している上、f社が加入しているh健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

加えて、f社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者の氏名は確認できない上、同事業所別被保険者名簿において、請求期間①における被保険者整理番号に欠番はない。

請求期間②（昭和38年4月から平成30年8月まで）について、請求者は、「B事業所」に勤務し、i業務に従事していた旨主張しているところ、紙台帳検索システム及びオンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、紙台帳検索システム及びオンライン記録により、B事業所に事業所名称が類似する「j社」及び「k社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できることから、i業務を行っていたとするk社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、紙台帳検索システム及びオンライン記録によると、k社は、昭和50年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、請求期間②のうち、当該年月日前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、k社が加入しているh健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨陳述している。

加えて、k社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者の氏名は確認できない上、同事業所別被保険者名簿において、請求期間②における被保険者整理番号に欠番はない。

請求期間③（昭和45年2月2日から平成30年8月まで）について、請求者は、「C大学D研究所」に勤務していた旨主張しているが、紙台帳検索システム及びオンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、C大学人事部の担当者は、請求者がC大学及び同大学院等の正規職員であれば人事データにおいて氏名が確認できるはずであるが、請求者の氏名は見当たらない旨陳述していることから、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間④（昭和45年9月1日から平成30年8月まで）について、請求者は、「E事業所」に勤務していた旨主張しているが、紙台帳検索システム及びオンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、紙台帳検索システム及びオンライン記録により、E事業所に事業所名称が類似する事業所として「l社」（昭和45年9月当時は、m社）という厚生年金保険の適用事業所が確認できることから、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、紙台帳検索システム及びオンライン記録によると、l社は、昭和52年12月5日に厚

生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、請求期間④のうち、当該年月日前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、1社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、請求者の氏名は確認できない上、同健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間④における被保険者整理番号に欠番はない。

請求期間⑤（昭和46年4月1日から同年11月1日まで）について、請求者は、「F事業所」に勤務していた旨主張しているが、紙台帳検索システム及びオンライン記録からは、同事業所名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、n法務局o出張所は、F事業所に該当する会社は見当たらない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が、自身の勤務の事実を証言してくれる者として氏名を挙げている者の住所が確認できないことから、請求者の勤務等について照会することができない。

請求期間⑥（昭和49年10月23日から平成24年10月10日まで）について、請求者は、「G社」に勤務していた旨主張しているが、同社から提出された請求者の元配偶者に係る人事関係資料（写）には、家族情報の配偶者欄に請求者の氏名が記載されているところ、同社の事業主は、請求者は被扶養配偶者であり、従業員ではない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、G社が加入しているp健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

さらに、G社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者の氏名は確認できない上、同事業所別被保険者名簿において、請求期間⑥における被保険者整理番号に欠番はない。

請求期間⑦（昭和49年10月23日から平成25年10月10日まで）について、請求者は、「H社」に勤務していた旨主張しているが、紙台帳検索システム及びオンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、紙台帳検索システム及びオンライン記録により、H社に事業所名称が類似し、請求者が主張している事業所所在地と一致する「q社」（現在は、r社）という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間⑦に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、企業年金連合会は、請求者に係る厚生年金基金の加入員記録は確認できない旨回答している上、q社が加入しているs健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

さらに、q社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者の氏名は確認できない上、同事業所別被保険者名簿において、請求期間⑦における被保険者整理番号に欠番はない。

請求期間⑧（昭和53年4月から平成30年8月まで）について、請求者は、「I社」に勤務していた旨主張しているが、紙台帳検索システム及びオンライン記録からは、請求者が主張す

る所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、紙台帳検索システム及びオンライン記録により、I社に事業所名称が類似し、請求者が主張している事業所所在地と一致する「t社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間⑧に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、企業年金連合会は、請求者に係る厚生年金基金の加入員記録は確認できない旨回答している上、t社が加入しているu健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

さらに、t社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者の氏名は確認できない上、同事業所別被保険者名簿において、請求期間⑧における被保険者整理番号に欠番はない。

請求期間⑨（昭和53年6月から平成30年8月まで）について、請求者は、「J社」に勤務していた旨主張しているが、紙台帳検索システム及びオンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、紙台帳検索システム及びオンライン記録により、J社に事業所名称が類似する「v社」（現在は、w社）という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間⑨に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、紙台帳検索システム及びオンライン記録によると、v社は、平成21年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間⑨のうち、当該年月日以前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、v社が加入しているx健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

請求期間⑩（昭和57年11月7日から同年11月11日まで）について、請求者は、「K市L事務所」に勤務していた旨主張しているが、紙台帳検索システム及びオンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、K市は、K市L事務所に該当する組織は存在しない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間⑪（昭和62年1月1日から平成30年8月まで）について、請求者は、「M事業所」に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録により、M事業所に事業所名称が類似し、請求者が主張している事業所所在地と一致する「y社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間⑪に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、企業年金連合会は、請求者に係る厚生年金基金の加入員記録は確認できない旨回答している上、y社が加入しているz健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回

答している。

請求期間⑫（昭和 62 年 4 月から平成 30 年 8 月まで）について、請求者は、「N 事業所」に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録により、N 事業所に事業所名称が類似する「AA 社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間⑫に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、企業年金連合会は、請求者に係る厚生年金基金の加入員記録は確認できない旨回答している上、AA 社が加入している BB 健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

請求期間⑬（平成 2 年 4 月から平成 30 年 8 月まで）について、請求者は、「O 社」に勤務していた旨主張しているが、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、企業年金連合会は、請求者に係る厚生年金基金の加入員記録は確認できない旨回答している上、O 社が加入している CC 健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

請求期間⑭（平成 2 年 4 月から平成 30 年 8 月まで）について、請求者は、「P 事業所」に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録により、P 事業所に事業所名称が類似し、請求者が主張している事業所所在地と一致する「DD 社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間⑭に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、DD 社は、平成 10 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間⑭のうち、当該年月日前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、DD 社が加入している CC 健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

請求期間⑮（平成 2 年 6 月から平成 30 年 8 月まで）について、請求者は、「Q 社」に勤務していた旨主張しているが、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、Q 社が加入している EE 健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求者は、Q 社に勤務していた期間において厚生年金基金に加入していた旨主張しているが、同社の事業主は、当社は厚生年金基金には加入していない旨陳述している。

請求期間⑩（平成3年11月6日から平成4年3月11日まで）について、請求者は、「C大学大学院S研究所」に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、C大学人事部の担当者は、請求者がC大学及び同大学院等の正規職員であれば人事データにおいて氏名が確認できるはずであるが、請求者の氏名は見当たらない旨陳述していることから、請求者の請求期間⑩に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間⑪（平成4年11月2日から平成30年8月まで）について、請求者は、「T事業所」に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録により、T事業所に事業所名称が類似する「FF社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間⑪に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、FF社が加入しているGG健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

請求期間⑫（平成4年11月19日から平成30年8月まで）について、請求者は、「U社V店」に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録により、U社V店に事業所名称が類似する「HH社」（平成4年11月当時は、II社JJ事務所）という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間⑫に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、企業年金連合会は、請求者に係る厚生年金基金の加入員記録は確認できない旨回答している上、HH社が加入しているKK健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

請求期間⑬（平成14年6月から平成28年10月まで）について、請求者は、「W事業所」に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録により、W事業所に事業所名称が類似し、請求者が主張している事業所所在地と一致する「LL社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間⑬に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、企業年金連合会は、請求者に係る厚生年金基金の加入員記録は確認できない旨回答している上、LL社が加入しているMM健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

請求期間⑭（平成15年4月から平成30年8月まで）について、請求者は、「X社」に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称



に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録により、X社に事業所名称が類似する「NN社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間⑳に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間㉑（平成16年4月から平成26年6月28日まで）について、請求者は、「Y事業所」に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録により、Y事業所に事業所名称が類似する「OO社」（平成16年4月当時は、PP事業所）という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者は当施設の利用者であり、雇用契約は結んでいない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間㉒に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間㉒の全部又は一部の期間にOO社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が確認できた2名の元従業員に同僚照会を実施したところ、回答を得た2名は、請求者は従業員ではなく、施設の利用者である旨回答している。

請求期間㉓（平成17年4月2日から平成19年5月2日まで）について、請求者は、「Z事業所」のQQ店で調理業務に従事していた旨主張しているが、オンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録により、事業所名称が類似する「RR社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間㉔に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間㉔の全部又は一部の期間にRR社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が確認できた11名の元従業員に同僚照会を実施したところ、回答を得た2名のうち1名は、社会保険関係業務に従事していたが、請求者の社会保険手続をした記憶はない旨回答及び陳述している。

さらに、RR社が加入しているSS健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

請求期間㉕（平成17年6月から平成30年8月まで）について、請求者は、「a社」に勤務していた旨主張しているが、同社の事業主は、請求者は当社が運営する施設の利用者であり、従業員ではない旨回答及び陳述していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者から提出された平成30年分給与所得の源泉徴収票（写）及びK市から提出された請求者に係る平成29年度から平成31年度までの市民税・県民税課税関係資料（写）において、a社から請求者に給与が支払われていることが確認できるところ、同社の事業主は、請求者に調理の手伝いをしてもらったことがあったが、雇用契約は結んでいないため、給与ではなく、謝礼を支払っていた旨陳述している上、同源泉徴収票（写）及び市民税・県民税課税関

係資料（写）において、厚生年金保険料の控除は確認できない。

さらに、請求期間⑳の全部又は一部の期間に a 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が確認できた 7 名の元従業員に同僚照会を実施したところ、回答を得た 3 名は、請求者を知らない旨回答していることから、請求者の請求期間⑳に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間㉑（平成 17 年 6 月 19 日から平成 22 年 4 月まで）について、請求者は、「a 社 b 事業所」に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録により、事業所名称が類似する「TT 社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者は当社が運営する施設の利用者であり、従業員ではない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間㉑に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間㉒（平成 19 年 2 月から平成 26 年 3 月まで）について、請求者は、「c 社 d 事業所」に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録により、事業所名称が類似する「UU 社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間㉒に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、UU 社は、平成 25 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、請求期間㉒のうち、当該年月日以前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、請求期間㉒の全部又は一部の期間に UU 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が確認できた 5 名の元従業員に同僚照会を実施したところ、回答を得た 2 名は、請求者は従業員ではなく、施設の利用者である旨回答している。

請求期間㉓（平成 26 年 4 月から平成 30 年 8 月まで）について、請求者は、「e 事業所」に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録により、事業所名称が類似し、請求者が主張している事業所所在地と一致する「VV 社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者が勤務していた事実は確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間㉓に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、VV 社が加入している WW 健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

請求期間①から㉑まで及び請求期間㉔から㉓までについて、請求者に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、K 市から提出された請求者に係る平成 29 年度から平成 31 年度までの市民税・県民税課税関係資料（写）において、厚生年金保険料が控除された事実は確認できない。

さらに、オンライン記録により、請求者は、昭和 55 年 4 月から昭和 59 年 10 月までの期間及び昭和 61 年 4 月から平成 21 年 5 月までの期間において、国民年金に加入していることが確認できる上、K 市から提出された請求者に係る国民健康保険被保険者受療証（写）により、請求者は、平成 17 年 7 月 1 日から現在まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①から⑩まで及び請求期間⑭から⑳までに於ける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑩まで及び請求期間⑭から⑳までに於ける厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間㉑（平成 15 年 6 月 2 日）について、請求者は、「T 事業所」から賞与の支払を受けた旨主張しているが、オンライン記録からは、請求者が主張する所在地に同事業所名称に係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録により、T 事業所に事業所名称が類似する「F F 社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、同社の事業主は、請求者の勤務及び賞与を支払った事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間㉑に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、F F 社が加入している G G 健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

請求期間㉒（平成 15 年 6 月 2 日）について、請求者は、「Q 社」から賞与の支払を受けた旨主張しているが、同社の事業主は、請求者の勤務及び賞与を支払った事実は確認できない旨回答及び陳述していることから、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、Q 社が加入している E E 健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

請求期間㉓（平成 15 年 10 月 10 日）について、請求者は、「G 社」から賞与の支払を受けた旨主張しているが、同社から提出された請求者の元配偶者に係る人事関係資料（写）には、家族情報の配偶者欄に請求者の氏名が記載されているところ、同社の事業主は、請求者は被扶養配偶者であり、従業員ではないため、賞与を支払っていない旨回答及び陳述していることから、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、G 社が加入している p 健康保険組合は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している。

請求期間㉔から㉖までについて、このほか、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間㉔から㉖までに於ける厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。